

国立大学法人東京海洋大学内部統制規則

令和4年3月18日

海洋大規第 23号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における内部統制システムの推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「内部統制システム」とは、本学の役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。
- 二 「部局長」とは、学術研究院、各学部（附属施設を含む。）、研究科、附属図書館、ミュージアム機構、総合情報基盤センター、学内共同利用施設及び事務局の長をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(内部統制総括責任者)

第4条 本学に、本学における内部統制システムの整備及び運用について総括し最終責任を負う者として、内部統制総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(内部統制担当役員)

第5条 本学に、総括責任者を補佐し、本学における内部統制システムに係る業務を統括させるため、内部統制担当役員を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 内部統制担当役員は、内部統制に関する具体的な措置等を示し、第6条で定める内部統制推進責任者及び第8条で定める内部統制部局推進責任者に指示する。

(内部統制推進責任者)

第6条 本学に、内部統制システムの整備及び運用を管理させるため、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、常勤の理事及び副学長をもって充てる。

2 推進責任者は、総括責任者及び内部統制担当役員の指示に従い、第7条で定める内部統制部局推進責任者と連携の上、内部統制システムの整備及び運用を推進する。

3 推進責任者は、所掌する業務の内部統制の状況について、教育研究評議会等で内部統制担当役員に定期的に報告を行うものとする。

（内部統制部局推進責任者）

第7条 本学に、各部局の内部統制システムの整備及び運用を推進するとともに、その状況を指揮・監督させるため、内部統制部局推進責任者（以下「部局推進責任者」という。）を置き、各部局長をもって充てる。

2 部局推進責任者は、当該部局の内部統制システムを指揮・監督し、総括責任者及び内部統制担当役員の指示に従い、当該部局の内部統制システムの推進を図る。

3 部局推進責任者は、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告（通報を含む。）を受けたときは、推進責任者と連携の上、速やかに内部統制担当役員に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

4 部局推進責任者は、当該部局の内部統制の状況について、内部統制担当役員に定期的に報告を行うものとする。

（職員の責務）

第8条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生したときは、速やかに部局推進責任者に報告しなければならない。

2 職員は、前項の規定によりがたい場合は、内部統制担当役員又は監事に直接報告することができる。

（内部統制委員会）

第9条 本学に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置き、役員会をもって充てる。

2 委員会は、内部統制システムの方針等について、審議する。

3 委員会は、内部統制担当役員から内部統制システムの整備及び運用について報告を受けるとともに、内部統制に係る重要事項を審議し、総括責任者に見直し等の意見を述べる。

（モニタリング）

第10条 本学の内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するため、次に掲げるモニタリングを行う。

一 日常的モニタリング

二 独立的評価

- 2 日常的モニタリングは、各業務において、役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。
- 3 独立的評価は、国立大学法人東京海洋大学監事監査規則（平成 16 年海洋大規第 46 号）に定める監事監査及び国立大学法人東京海洋大学内部監査規則（平成 16 年海洋大規第 53 号）に定める内部監査により行う。
- 4 総括責任者、内部統制担当役員及び推進責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

（庶務）

第 11 条 内部統制に関する庶務は、事務局関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。